

これを読んで20秒！！

No.569

社長のためのお勉強

令和3年6月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

税務署に提出する書類への押印の見直し

申告書や申請書など税務署に提出する書類については、これまで押印が必要とされてきましたが、令和3年4月から一部の手続きを除き押印が不要となります。

改正前は、税務署に提出する「申告書、申請書、届出書、調書その他の書類」には、全て押印が必要である旨が定められていました。例えば個人の確定申告書、相続税の申告書、法人の確定申告書、その他です。

同じように税理士法の改正もあり、今までは署名、押印が必要でしたが、上記の改正により署名のみが必要とされます。

ただ、引き続き押印が必要な書類があります。具体的には相続税に関する書類で、納税猶予の申請する場合の「抵当権設定承諾書」の担保提供者や保証人の真意を確認するためや、土地等の物納に充てるための「所有権移転登記承諾書」、「遺産分割協議書」など実印や印鑑証明書が必要になります。「遺産分割協議書」は、相続税額の軽減や納税猶予、免除が主な要因です。

押印の見直しは、社会全体のデジタル化を推進するための施策の一環です。

印鑑と共に生きてきた時代の方は、少しの寂しさと時代の流れを感じます。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office